

3. 貸借対照表の公告

NPO法人は、前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法により、これを公告しなければなりません（法28の2）。

（注1） 平成28年法改正により、NPO法人の負担の軽減として、登記事項から「資産の総額」が削除されることとなり、引き続き①法人の透明性を高め、②債権者を保護し、取引の安全と円滑を図るための措置として、貸借対照表の公告が義務付けられました。

（注2） この規定は、平成30年10月1日以後に平成28年改正後の法28①の規定により作成する貸借対照表について適用されます（平成28年改正法附則4①）。

（注3） （注2）にかかわらず、平成30年10月1日の前日までの間に作成した貸借対照表のうち直近の事業年度に係るもの（以下「特定貸借対照表」といいます。）については、次のいずれかのときに定款で定める方法により公告しなければなりません（平成28年改正法附則4②③）。

a 平成30年10月1日に平成28年改正後の法28①の規定により作成したものとみなして、平成30年10月1日以後遅滞なく特定貸借対照表を公告する

b 平成30年10月1日までに特定貸借対照表を公告する

（注4） 平成30年10月1日までは、特定貸借対照表の公告とともに、資産の総額の登記も必要となります。

（公告方法）

①官報に掲載する方法

②時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

③電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものとする公告の方法をいう。）

④不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法

<解説>

NPO法人は、次の①～④のうち、定款で定める方法により、作成後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければなりません。

① 官報に掲載する方法（法28の2①一）

② 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法（法28の2①二）

（注） ①又は②を選択した場合は、当該貸借対照表の「要旨」を公告することで足りることとなります（法28の2②）。また、一度掲載することで公告となります。

- ③ 電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて内閣府令で定めるものをとる公告の方法をいう。）
(法28の2①三)
- (注1) 内閣府令で定めるものとは、法規第1条第1号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置をいいます。(法規3の2①)
- (注2) ③を選択した場合は、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の当該公告の方法として、①又は②の方法のいずれかを定めることができます。(法28の2③)
- (注3) 公告をしなければならない期間（以下「公告期間」といいます。）は、「貸借対照表の作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間」となります(法28の2④)。
- (注4) 公告期間中、公告の中断が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼしません(法28の2⑤)。
- a 公告の中断が生ずることにつきNPO法人が善意でかつ重大な過失がないこと又はNPO法人に正当な事由があること(法28の2⑤一)
 - b 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の10分の1を超えないこと(法28の2⑤二)
 - c NPO法人が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと(法28の2⑤三)
- ④ 不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法(法28の2①四、法規3の2②)
- (注1) 「内閣府令で定める方法」として、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法が規定されています(法規3の2②)。
- (注2) 公告期間は、「当該公告の開始後1年を経過する日までの間」となります(法規3の2③)。